

下 総 第 1 0 2 7 号  
令和5年(2023年)7月19日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 木 本 暢 一 様  
同 田 中 義 一 様

下関市長 前田 晋太郎

行政監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和4年3月31日付け監査報告第8号により提出のありました行政監査の結果に関する報告書において、制度的な検討が必要な事項として意見のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

### 総論

#### [意見]

##### (1) 事業者の選定について

監査の結果、企画提案事業者数の状況においては、1者が最多の39.5%であった。募集期間日数においては、最短10日未満、最長100日以上となっており、募集期間の短さが企画提案事業者数に影響しているとは言い切れないものの、企画提案者が1者のみの場合は、複数の提案の優劣を比較することができず、より優れた提案者を契約相手候補者とするプロポーザル方式の目的を十分に達成できているか疑問がある。公募型によるプロポーザルを実施する際には、より多くの事業者に周知を図り、複数の企画提案者が参加することにより得られる透明性、公平性及び客観性を確保するよう努める必要がある。そのために、余裕のある募集期間を設定し、ホームページに掲載するだけでなく他の周知方法についても他市の状況等を参考の上、検討するなど、今後実施するプロポーザルにおいて、複数の参加者を見込めるような方策を調査・検討されたい。

#### (改善措置状況)

今後同様の事業を実施する場合においても、複数の事業者が対応可能となるよう仕様を十分精査するとともに、募集期間に余裕を持たせ、事業者募集を行うこととする。【情報政策課】

プロポーザルの参加は長年1者しか参加しておらず、令和3年度中に長寿支援課内で協議した結果、事業の仕様も固まっておらず一般競争入札で対応可能と判断し、令和4年度から一般競争入札により実施することとした。

#### 【長寿支援課】

より多くの事業者に周知を図り複数の提案の優劣を比較できるよう、今後は余裕のある十分な募集期間をとり、ホームページによる公告のみならず、各業者への直接の連絡等も含め、広く周知することとする。

また、それでも提案業者が1者となる場合は、プロポーザル方式での審査に代わり、一般競争入札等の契約方法を検討する。【幼児保育課】

### 個別

#### [意見]

##### (1) プロポーザル方式の採用理由について

ガイドラインにおける基本的な事務手順として、当初に「プロポーザル方

式採用の検討・基本方針の決定」が記述されているが、監査の結果、ガイドラインに対象業務として掲載のある事業に該当はするものの、個々の案件を見ると、方針伺において具体的な採用理由が記載されていない事例又は十分に記載されていない事例があった。プロポーザル方式採用の検討の段階では、その適否を判断するために、なぜ一般競争入札では目的を達成できないのか、どのような点において高度な技術力、企画力を必要とし、又はどのようなところが市では仕様を定めることが困難であるのかといった具体的な理由等を明らかにする必要がある。プロポーザル方式は、例外的な手法であることから、個々の事例においてプロポーザル方式を採用することが適当であったことを客観的に明らかにし、事後の検証も可能とするため、十分な採用理由を文書で記録するようガイドラインに明示されたい。(契約課)

(改善措置状況)

プロポーザル方式を採用する場合の基本方針伺において、プロポーザル方式採用の理由については、技術力、企画力、実績、専門性、創造性等、価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある業務であることの具体的な理由を明記するよう下関市プロポーザル方式に関するガイドラインに明示した。【契約課】

## (2) 事務手続について

以下のプロポーザル方式の実施に関する一連の事務手続について、ガイドラインに沿ったものとなるよう、その方法を検討されたい。

- ア) 候補者選定の後に随意契約の手続を行うとされているが、候補者選定と並行して、財務会計システムによる執行伺の様式を使用し、決裁を受けていた。(観光政策課、産業振興課)
- イ) 候補者選定の後に、仕様について事業者と協議の上、仕様を定め、予定価格を決定するとされているが、方針伺の決裁において、予定価格を決定していた。(産業振興課)
- ウ) 審査委員会の設置に関しては、方針伺の段階で定めるとされているが、企画提案書の提出期限の後に設置していた。(まちづくり政策課)

(改善措置状況)

ア) プロポーザル方式で候補者を選定した後に、財務会計システムにて随意契約の手続を行うよう改善した。【観光政策課】

ア)、イ) プロポーザル方式により契約を締結するに当たり、文書管理システムにて候補者選定に係る一連の事務について起案し、予定価格の決定、随意契約の手続については、候補者選定の後に事業者と仕様についての協議を行った上、仕様書を定め、財務会計システムにて随意契約の手続を行

うよう改善した。【産業振興課】

ウ) 現在の契約期間が令和6年度末まで継続中であるため、次回の業務発注の際には、改めてプロポーザル方式採用の適否を判断し、採用する場合は、ガイドラインの事務手順に基づいた適切な時期に選定委員会を設置する。【まちづくり政策課】

(3) その他

ア) プロポーザル方式採用の方針伺の決裁区分について確認したところ、見積上限額を基に下関市事務決裁規程別表第1の「財務・執行伺」の決裁区分を適用していた事例が多く見受けられた。その他には、同表の「行政一般」の区分における「告示及び公告に関すること」を適用した事例や、「PMO事業で承認された事業であるため、その責任者」の決裁とした事例等の回答があり、それぞれ他課の事例を参考としたものや各課の判断により決定していたことを確認した。市の意思決定は、適正な決裁権者によって行われるべきものであるため、決裁区分の設定において適正かつ、統一的な取扱いがなされるよう、事務決裁規程等における明示について検討されたい。(行政管理課)

イ) 契約に基づく業務が完了し行われた地方自治法第234条の2第1項及び下関市契約規則第36条の2の規定による検査において、当該検査を実施した職員が、同法第234条の2第1項に規定する検査を行う職員(以下「検査職員」という。)に選任された者であることが確認できない事例が見受けられた。所管課によると、「下関市財務事務のてびき」において検査職員の選任の方法は「口頭で構わない」とされているため、決裁文書等による選任を行っていないとのことであった。下関市契約規則第35条第1項では、検査職員は、市長又は市長から契約を締結することについて専決をする権限を与えられた者が選任すると定められているが、誰がどのような手続で検査職員に選任されたのかが明らかにならない事務のあり方は適当ではない。適正な手続を経て選任された検査職員によって検査が行われたことが事後においても確認できるよう、検査職員の選任に係る事務の適正化を図られたい。

また、契約事務における検査の重要性を考慮し、検査職員の選任事務において疑義を生じないように、「下関市財務事務のてびき」の改定その他の方策による、その事務の適正の徹底を図られたい。(契約課)

(改善措置状況)

ア) プロポーザル方式採用における方針決定の決裁区分の設定について、統一的な取扱いが図られるよう、「下関市事務決裁規程 質疑応答集(第7版)」に考え方を掲載し、職員に周知した。【職員課】

イ) 検査職員については、下関市契約規則を改正し、令和5年4月1日から、主管課長等（下関市予算規則（平成21年規則第28号。以下「予算規則」という。）第2条第4号に規定する主管課の長をいう。ただし、予算規則第11条第2項の規定により予算の執行事務を他の課所等の長に処理させる場合はその処理をする課所等の長とし、予算規則第15条第1項の規定により歳出予算の再配当が行われた場合は当該再配当先の課所等の長とする。以下同じ。）又は主管課長等が指定する職員とし、主管課長等が検査職員を指定する場合には、以下の①又は②の方法により指定された検査職員を明らかにすることとした。

①執行何又は支出負担行為において検査職員を明記する。

②文書起案により主管課長等が検査職員を指定する。

なお、本事務の取扱いについては、「下関市財務事務のてびき」に記載した。【契約課】

以上